

第40号議案

芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年3月3日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

芦屋市特別職報酬等審議会の答申等を踏まえ、特別職の職員で常勤のものの給料月額及び期末手当に係る支給率を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和43年芦屋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給料) 第3条 特別職の職員の給料の額は、次のとおりとする。 (1) 市長 月額 <u>1, 120, 000円</u> (2) 副市長 月額 <u>934, 000円</u> (3) 教育長 月額 <u>773, 000円</u> (期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額	(給料) 第3条 特別職の職員の給料の額は、次のとおりとする。 (1) 市長 月額 <u>1, 061, 000円</u> (2) 副市長 月額 <u>885, 000円</u> (3) 教育長 月額 <u>732, 000円</u> (期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額

改正後	改正前
とする。	とする。
(略)	(略)
3 (略)	3 (略)

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

参 照

芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋市特別職報酬等審議会の答申等を踏まえ、特別職の職員で常勤のものの給料月額及び期末手当に係る支給率を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 特別職の職員の給料月額を次のとおり改定する。（第3条関係）

	改正案	現 行
市 長	1, 1 2 0, 0 0 0 円	1, 0 6 1, 0 0 0 円
副市長	9 3 4, 0 0 0 円	8 8 5, 0 0 0 円
教育長	7 7 3, 0 0 0 円	7 3 2, 0 0 0 円

- (2) 特別職の職員の期末手当の支給率について、令和6年の人事院勧告で勧告された支給率を適用することとし、次のとおり改める。（第4条関係）

	改正案	現 行
市 長 副市長 教育長	1 0 0 分の 2 3 0	1 0 0 分の 2 2 0

※ 市長、副市長及び教育長については、令和6年4月から令和8年3月までの間の期末手当の減額措置に伴い、上記により算定された額から、100分の10を乗じた額を減額している。

3 施行期日

令和7年4月1日